

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

住居確保給付金申請のご相談は
香芝市社会福祉協議会まで

電話番号:0745-76-7107 (月~金 8:30~17:15)

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄															
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>															
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※香芝市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>11.1</td><td>15.5</td><td>18.3</td><td>21.8</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>3.3</td><td>4.0</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	収入基準額（月額）	11.1	15.5	18.3	21.8	支給家賃額（上限額）	3.3	4.0	4.3	4.3	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯												
収入基準額（月額）	11.1	15.5	18.3	21.8												
支給家賃額（上限額）	3.3	4.0	4.3	4.3												
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>															
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>															

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の香芝市くらし・しごと相談窓口にご相談してください。